

翁長知事の 意見陳述①

沖縄県知事の翁長雄志でございます。

今日は、本法廷において意見陳述する機会を与えていただきましたことに、心から感謝申し上げます。

私は、昨年の県知事選挙で「オール沖縄」「イデオロギーよりアイデンティティー」をスローガンに、保守・革新の対立を乗り越えて当選を致しました。

本件訴訟の口頭弁論にあたり、私の意見を申し上げます。

歴史的にも現在においても沖縄県民は自由・平等・人権・自己決定権をないがしろにされてまいりました。私はこのことを「魂の飢餓感」と表現しています。政府との間には多くの課題がありますが、「魂の飢餓感」への理解がなければ、それぞれの課題の解決は大変困難であります。

簡単に沖縄の歴史をお話ししますと、沖縄は約500年に及ぶ琉球王国の時代がありました。日本と中国・朝鮮・東南アジアを駆け巡って大交易時代を謳歌（おうか）しました。琉球は1879年、今から136年前に日本に併合されました。これは琉球が強く抵抗したため、日本政府は琉球処分という名目で軍隊を伴って行われたのです。併合後に待ち受けていたのが70年前の第2次世界大戦、国内唯一の軍隊と民間人が混在しての凄惨（せいさん）な地上戦が行われました。沖縄県民約10万人を含む約20万の人々が犠牲になりました。

戦後は、ほとんどの県民が収容所に収容され、その間に強制的に土地を接収され、収容所からふるさとに帰ってみると普天間飛行場をはじめ米軍基地に変わっていました。その後も、住宅や人が住んでいても「銃剣とブルドーザー」で土地を強制的に接収されました。

1952年、サンフランシスコ講和条約による日本の独立と引き換えに、沖縄は米軍の施政権下に置かれ、日本国民でもアメリカ国民でもない無国籍人となり、当然日本国憲法の適用もなく、県民を代表する国会議員を一人も国会に送ったことはありませんでした。犯罪を犯した米兵がそのまま帰国することすらあった治外法権ともいえる時代でした。ベトナム戦争の時は沖縄からB52爆撃機の出撃をはじめいろいろな作戦が展開されており、沖縄は日米安保体制と、日本の平和と高度経済成長を陰で支えてきたわけです。

しかし、政府は一昨年、サンフランシスコ講和条約が発効した4月28日を「主権回復の日」として式典を開催し、そこでは万歳三唱まで行われたのです。沖縄にとっては悲しい、やるせない式典でした。まったく別々の人生を歩んできたような気がします。（つづく）



沖縄県名護市辺野古の米軍新基地建設をめぐるたたかいは、沖縄県と安倍政権との法廷闘争に突入しました。政府は、翁長雄志知事による辺野古埋め立て承認の取り消しは「違法」だとして、県に代わって国が取り消し処分を撤回する「代執行」を求めています。（裁判冒頭の翁長知事の発言を

辺野古「代執行」訴訟 国の主張に道理なし

左に紹介します。）

普天間撤去と矛盾

「辺野古埋め立て承認の取り消しで普天間飛行場の危険性除去ができなくなり、日米両国の信頼関係に亀裂が入り崩壊しかねない。」政府が17日、福岡高裁那覇支部に提出した訴状によれば、これ

が、県を提訴した最大の理由です。

しかし、辺野古新基地の完成は早くも2020年代前半です。他方、普天間基地は「19年2月までの運用停止」と政府は明言しており、訴状と矛盾します。

地方自治を否定

訴状はさらに、「県知事が国の存立や安全保障に影響を与える重大事項について、適否を判断する権限はない」と述べています。驚くべき地方自治否定の見解です。

これに対し、翁長知事は、「憲法上、国と地方は対等な関係にある。地方自治の否定は国民の基本的人権の否定でもある。国のかじ取りは、地方からの多くの意見を聞きな



「戦場ぬ止み」上映会

2016年3月6日(日)
和泉コシノ3F 料金1000円

①第1回上映13:35～

②三上監督お話し16:00～

③第2回上映17:30～

沖縄県民の8割が辺野古新基地に反対し、昨年は沖縄県知事選、名護市長選や総選挙など一連の選挙で新基地反対派が圧倒的な勝利を重ね、これ以上ない形で民意が示されました。政府はこの時点で新基地を断念すべきだったのです。

民意を無視して新基地の工事を強行する政府に対して、「あらゆる手段で新辺野古基地を阻止する」と公約して圧勝した翁長知事が埋め立て承認の取り消しなどを行うことは当然の措置です。

から進めるのが当たり前の姿だ」と語っています。

民意無視はどちら